

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日である)

目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更等(地方課)
- 字の区域の変更(三件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第三百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倭文地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生

ずる。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成二年十二月一日現在の地番による。)
志津字上詰リケ平	志津字上詰リケ平の全域 志津字詰リ九二六次一、九二六次二、九二六の六二、九二六の一四八、九二六の一六二から九二六の一六四まで、九二九の一、九二九の二及びこれらと一体をなす国有地
志津字詰リ	志津字詰リのうち九二六次、九二六次二、九二六の六二、九二六の一四八、九二六の一六二から九二六の一六四まで、九二九の一、九二九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
志津字下詰リケ平	志津字下詰リケ平の全域 志津字詰ノ下七〇八の二二九から七〇八の二三二まで
志津字詰ノ下	志津字詰ノ下のうち七〇八の二二九から七〇八の二三二まで以外の区域
志津字中詰ケ平	志津字中詰ケ平の全域 志津字寺床九二五の三
志津字寺床	志津字寺床のうち九二五の三以外の区域
志津字野口	志津字野口のうち五〇八の一部、五〇八の一の一部及びこ

<p>れらと一体をなす国有地以外の区域 志津字西平五二三の一部、五二四の四の一部、五二六の六及びこれらと一体をなす国有地 志津字家ノ上六六一の一三の一部、六六二の二の一部、六六三の一の一部、六六三の二の一部、六六九の二の一部、六七〇の一部、六八八の一部、六八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九〇、六九三、六九九から七〇一までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>志津字後口谷 志津字後口谷のうち三五一、三五一次一から三五一次三まで、三五二、三五三、三五三の一、三五三の二、三五三の二、三五四、三五五、三五五一次一、三五五一次二、三五五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の一と一体をなす国有地の一部 志津字野口五〇八の一部、五〇八の一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 志津字西平のうち五二三の一部、五二四の四の一部、五二六の六及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三の二と一体をなす国有地以外の区域 志津字中峰五六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>志津字西平 志津字後口谷三五一、三五一次一から三五一次三、三五二、三五三、三五三の一、三五三の二、三五四、三五五一次一、三五五一次二、三五五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇八九の一と一体をなす国有地の一部 志津字野口五〇八の一部、五〇八の一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 志津字西平のうち五二三の一部、五二四の四の一部、五二六の六及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三の二と一体をなす国有地以外の区域 志津字中峰五六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>志津字前田 志津字前田のうち一二五の一部、一二五の一の一部、一二五の二の一部、一二八の二の一部、一二八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五の一、一二八の二、一二八の五、五五一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 志津字西平一五三の二と一体をなす国有地 志津字荒神畑一六五の一部、一六七から一六九までの一部、</p>	
<p>志津字家ノ上 一七三の一部及び一八四と一体をなす国有地の一部 志津字家ノ上六六一の一、六六一の二 志津字家ノ前六七二の一、六七二の二、六七三の二、六八三の一五から六八三の一七まで</p>	<p>志津字野口五〇八と一体をなす国有地の一部 志津字家ノ上のうち六六一の一、六六一の二、六六一の一三の一部、六六二の二の一部、六六三の一の一部、六六三の二の一部、六六九の二の一部、六七〇の一部、六八八の一部、六八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九〇、六九三、六九九から七〇一までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>志津字宮ノ前 志津字宮ノ前のうち六七二の一、六七二の二、六七三の二、六八三の一五から六八三の一七まで以外の区域</p>	<p>志津字荒神畑 志津字前田一二五の一部、一二五の一の一部、一二五の二の一部、一二八の二の一部、一二八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二五の一、一二八の二、一二八の五、五五一の二と一体をなす国有地の一部 志津字荒神畑のうち一六五の一部、一六七から一六九までの一部、一七三の一部及び一八四と一体をなす国有地の一部以外の区域 志津字荏子二九二、二九三、二九三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>志津字荏子 志津字荏子のうち二六七から二七六まで、二七八から二八七まで、二八九、二九二、二九三、二九三の一から二九三の三まで、二九三の六から二九三の九まで、二九三の一から二九三の二六まで、六四二、六四三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>志津字長江 志津字長江のうち二五三の一部、二六一の一部、二六五の</p>

<p>志津字尾尻</p>	<p>一〇の一部、六五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>志津字荏子二七〇の一部、二七六の一部、二七八の一部</p> <p>志津字大平ル二九四の一部、二九五の一部、二九五の二の一部、二九五次一の一部、二九五の二の一部、六三五の五、六三八の二、六三八の三の一部、六四四の一部、六五〇の二、六五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六三五、六三五の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>志津字尾尻八三〇の三</p>
<p>志津字大平ル</p>	<p>志津字尾尻のうち八三〇の三以外の区域</p>
<p>志津字大平ル</p>	<p>志津字荏子二六七から二六九まで、二七〇の一部、二七一から二七五まで、二七六の一部、二七八の一部、二七九から二八七まで、二八九、二九三の二、二九三の二、二九三の三、二九三の六から二九三の九まで、二九三の一から二九三の二六まで、六四二、六四三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>志津字長江二五三の一部、二六一の一部、二六五の一〇の一部、六五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>志津字大平ルのうち二九四の一部、二九五の一部、二九五の二の一部、二九五次一の一部、二九五の二の一部、三一一四の一部、三一一四次一の一部、三一一五の一部、六一三の四、六三五の五、六三八の二、六三八の三の一部、六四四の一部、六五〇の二、六五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六三五、六三五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>志津字中峰五九九の四、六〇六の三、六〇七の二</p> <p>尾田字小鑄物師三四三の一部、三四三の一の一部、三四三の二、三四三の三の一部、三四三の五から三四三の八までの一部、三四三の一〇、三四三の一の一の一部、三四四の二</p>
<p>志津字中峰</p>	<p>一の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>志津字中峰のうち五六三の二の一部、五八四の五、五八四の六の一部、五九六の二三、五九九の四、六〇六の三、六〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>志津字橋谷</p>	<p>志津字橋谷の全域</p> <p>志津字半田四二〇、四二〇次一、四二一、四二五、四二五次一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>志津字柏上四二六の一部、四二六の一の一部、四二六次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>志津字向野四九一の五九から四九一の六一まで、四九二の三から四九二の五まで、四九六の六七から四九六の六九まで</p>
<p>志津字半田</p>	<p>志津字半田のうち四二〇、四二〇次一、四二一、四二五、四二五次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>志津字柏上</p>	<p>志津字柏上のうち四二六の一部、四二六の一の一部、四二六次一の一部、四三五の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>志津字大田井ノ上四五三の五六から四五三の六一まで</p> <p>志津字向野四九四の五八から四九四の六〇まで、四九四の六一の一部</p>
<p>志津字大田井ノ上</p>	<p>志津字大田井ノ上のうち四五三の五六から四五三の六一まで以外の区域</p>
<p>志津字向野</p>	<p>志津字向野のうち四九一の五九から四九一の六一まで、四九二の三から四九二の五まで、四九四の五八から四九四の六三まで、四九六の六七から四九六の六九まで以外の区域</p>

福富字谷田	福富字谷田の全域 福富谷奥谷田の全域 福富字中尾三九〇の一、三九一の三、三九一の四、三九二の一、三九二の四、三九七の一四から三九七の一九まで 福富字天王峯四一四の五、四一四の六 志津字柏上四三五の一部、四三六の一部、四三七の一の一部、四三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 志津字向野四九四の六一の一部、四九四の六二、四九四の六三
福富字天王峯	福富字天王峯のうち四一四の五、四一四の六以外の区域
福富字中尾	福富字中尾のうち三九〇の一、三九一の三、三九一の四、三九二の一、三九二の四、三九七の一四から三九七の一九まで以外の区域
福本字向山	福本字向山のうち三四六の一部、三五五の一部、三五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 尾田字西野三七一の一部、三七二の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 志津字中峰五八四の五、五八四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 三江字津田峯一一〇四の二の一部、一一〇四の五の一部、一一〇四の二の一部、一一〇四の二一三の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字津田峯	三江字津田峯のうち一一〇四の二の一部、一一〇四の四の一部、一一〇四の五、一一〇四の七の一部、一一〇四の八から一一〇四の二〇まで、一一〇四の二二の一部、一一〇四の二三の一部、一一〇四の二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

尾田字小鑄物師	尾田字小鑄物師のうち三四三の一部、三四三の一の一部、三四三の二、三四三の三の一部、三四三の五から三四三の八までの一部、三四三の一〇、三四三の一の一部、三四四の一九、三四四の二〇、三四四の二一の一部、三四九の一部、三五二の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
尾田字大鑄物師	尾田字大鑄物師の全域 尾田字小鑄物師三四四の一九、三四四の二〇、三五二の一〇 尾田字西野三五三の三、三五五の六 志津字大平ル三一四の一部、三一四次一の一部、三一五の一の一部、六一三の四及びこれらと一体をなす国有地 志津字中峰五九六の二三
尾田字西野	尾田字流田二四、二四の一、二五、二五の一、二五の二及びこれらと一体をなす国有地 尾田字西野のうち三五三の三、三五五の六、三七一の一部、三七二の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福本字向山三四六の一部、三五五の一部、三五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 三江字津田峯一一〇四の四の一部、一一〇四の五の一部、一一〇四の七の一部、一一〇四の八から一一〇四の二〇まで、一一〇四の二五及びこれらと一体をなす国有地
尾田字流田	尾田字流田のうち二四、二四の一、二五、二五の一、二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	福富字奥谷田

鳥取県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国安地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成元年四月十日現在の地番による。）

蔵田字中畦頭

蔵田字中畦頭のうち四の六、五の三、一二の一、一三、一四の一、一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

蔵田字東夏焼

蔵田字中畦頭四の六、五の三、一二の一、一三、一四の一、一四の二及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字東夏焼のうち一五の一の一部、一五の二の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

蔵田字西夏焼六九の一の一部

蔵田字南浦七六の一部、七七の一部、七九の二の一部

蔵田字瀬戸田八〇の一の一部、八〇の二の一部

国安字島田九七八の二の一部、九八四の一の一部、九八四の二の一部、九八九の二の一部、九八九の三から九八九の

蔵田字西夏焼

六まで及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字東夏焼一六の一部及びこれと一体をなす国有地
蔵田字西夏焼六四の一部、六五、六六、六七の一部、六八、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字瀬戸田二五三と一体をなす国有地の一部
国安字清水川九七三の一、九七三の二、九七六、九八二と一体をなす国有地の一部
国安字島田九七八の一の一部、九七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字南浦

蔵田字東夏焼一五の一の一部、一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字西夏焼六九の一の一部、六九の二の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字南浦のうち七三の一部、七四の一の一部、七四の二、七六の一部、七七の一部、七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
蔵田字瀬戸田八〇の一の一部、八〇の二の一部、八〇の三から八〇の五まで、八八の九、九〇の一、九〇の二及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字下夕江九一の三の一部、九一の六の一部及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字瀬戸田

蔵田字東夏焼一四三の一部、一四四の一から一四四の三まで、一四五の一から一四五の三まで、一四六、一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四八の三、一五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字下夕江

蔵田字瀬戸田のうち八〇の一から八〇の五まで、八八の九、九〇の一、九〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

蔵田字下夕江のうち九一の三の一部、九一の六の一部、九

<p>蔵田字大泓</p>	<p>二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二の四と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>蔵田字北口</p>	<p>蔵田字大泓のうち一〇九、一一〇の一部、一一一の一部、一二二の一部、一二〇の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 蔵田字北口一二八の一部及びこれと一体をなす国有地 蔵田字東屋敷二二九の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一三二の二の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>蔵田字東屋敷</p>	<p>蔵田字大泓一二二の二の一部、一二〇の八 蔵田字北口のうち一二八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 蔵田字東屋敷二二九の一部、一三二の二の一部 蔵田字西北口一六三の二の一部</p>
<p>蔵田字西北口</p>	<p>蔵田字下夕江九一の六の一部、九二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二の四と一体をなす国有地 蔵田字大泓一〇九、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字東屋敷のうち二一九、一三〇の二の一部、一三二の二の一部、一三三の二の一部、一四三の一部、一四四の二から一四四の三まで、一四五の二から一四五の三まで、一四六、一四八の二から一四八の三まで、一四九、一五〇の二、一五〇の三、一五〇の四、一五二の三、一五二の四、一五六の二、一五七の二、一五七の三、一五九、一六〇、一六一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>蔵田字限中才</p>	<p>蔵田字限中才一七二の一部、一七三の一部、一七五の二の一部、一七五の三及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字西屋敷二二六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>蔵田字長限</p>	<p>蔵田字限中才のうち一七二から一七四まで、一七五の二から一七五の三まで、一七六、一七七の二、一七八の二、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>蔵田字西屋敷</p>	<p>蔵田字限中才一七三の一部、一七四、一七五の二の一部、一七五の三の一部、一七六、一七七の二、一七八の二、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字長限の全域 蔵田字西屋敷二一八、二一九、二二〇の三、二二〇の四、二二二、二二三、二二三の二の一部、二二四の二の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 合併、二二三、二二三の二の一部、二二三の二第一</p>
<p>蔵田字西屋敷</p>	<p>蔵田字北口一二八の一部及びこれと一体をなす国有地 蔵田字東屋敷二二九の一部、一三〇の二の一部、一五六の二、一五七の二、一五七の三、一五九、一六〇、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字西北口一六二の二から一六二の三までの二の一部、一六四から一六六までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字限中才一七二の一部、一七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 蔵田字西屋敷のうち二二八、二二九、二二〇の三、二二〇の四、二二二第一 合併、二二三、二二三の二の一部、二二四の二の一部、二二六の一部、二四〇の二、二四〇の三、二四一の二、二四一の三、二四一の四、二四一の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

蔵田字瀬戸田

蔵田字西夏焼六四の一部、六七の一部、六九の一の一部、六九の二の一部、七〇の一部、七一の一、七二の二、七二及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字南浦七三の一部、七四の一の一部、七四の二及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字東屋敷一四八の一の一部、一四八の二の一部、一四九、一五〇の一、一五〇の二、一五〇の四、一五二の三の一部、一五二の四及びこれらと一体をなす国有地
蔵田字西屋敷二四〇の二、二四〇の三、二四一の一、二四一の三、二四一の四、二四一の七及びこれらと一体をなす国有地

蔵田字瀬戸田のうち二五三と一体をなす国有地の一部以外の区域
国安字清水川九七三の一と一体をなす国有地の一部

国安字清水川

国安字清水川のうち九七三の一、九七三の二、九七六、九八二と一体をなす国有地の一部以外の区域

国安字島田

国安字島田のうち九七八の一の一部、九七八の二の一部、九八四の一の一部、九八四の二の一部、九八九の二の一部、九八の三から九八九の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩神地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 禱 治

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成三年一月二十一日現在の地番による。）

大字岩神字上、田

大字岩神字上、田の全域

大字岩神字上、田前三五〇の一、三五一の一、三五二、三五三、三五四の一、三五五の一及びこれらと一体をなす国有地

大字岩神字城戸ヶ鼻四〇の一、四〇二の一及びこれらと一体をなす国有地

大字岩神字上、田前

大字岩神字上、田前のうち三五〇の一、三五一の一、三五二、三五三、三五四の一、三五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字岩神字城戸ヶ鼻

大字岩神字城戸ヶ鼻のうち四〇一の一、四〇二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に

に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による助谷地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年一月七日現在の地番による。）
大字助谷字陽東谷	大字助谷字陽東谷のうち五五の三から五五の五まで以外の区域
大字助谷字狭り	大字助谷字狭りのうち一二八の二、一二九から一三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字助谷字岡	大字助谷字陽東谷五五の三から五五の五まで 大字助谷字狭り一二八の二、一二九から一三一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字助谷字岡の全域
大字助谷字長ト路	大字助谷字長ト路のうち二九〇、二九一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字助谷字田隈	大字助谷字田隈三五〇の四の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九第二、三五〇の二と一体をなす国有地の一部 大字助谷字オノ木三五第一、三五一の二、四一二の四の一部、四一三の二の一部、四一三の二の一部、四一四の一部、四一五の二、四一五の二、四一六、四一七の二、四一七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字助谷字オノ木	大字助谷字田隈のうち三五〇の四の一部、三五三の一部、三九四の九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九第二、三五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字助谷字オノ木四一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一四、四一五の二と一体をなす国有地の一部
大字助谷字前河原	大字助谷字田隈三九四の九六の一部 大字助谷字オノ木のうち三五第一、三五一の二、四一二の四の一部、四一三の二の一部、四一三の二の一部、四一四の一部、四一五の二、四一五の二、四一六、四一七の二、四一七の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一四、四二三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久原字寺谷九四九第二、九四九の四と一体をなす国有地の一部
大字助谷字下河原	大字助谷字前河原の全域 大字助谷字下河原五八三の二、五八五の五
大字助谷字下河原	大字助谷字下河原のうち五七九の三、五八〇の三、五八一の二、五八二の六、五八三の二、五八五の五、五八九の三、五九〇の三、五九一、五九一の二、五九一の四、五九二、五九二の二の一部、五九三の一部、五九四、五九四の二、五九五、五九五の二の一部、五九六の二、五九六の二の一部、五九六の二、六〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字助谷字ヤナガ谷	大字助谷字大谷のうち八九一の二、八九一の三、八九二の二、八九九の二以外の区域
大字助谷字大谷	大字助谷字大谷のうち九〇〇の一から九〇〇の三まで、九〇一の二以外の区域
大字助谷字大谷下平	大字助谷字大谷下平のうち九二七の六及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字助谷字山葵谷	大字助谷字山葵谷のうち九二八の三から九二八の五まで、九四三の六、九四三の九、九四三の二二から九四三の二〇まで以外の区域
大字大柿字保木	大字大柿字保木のうち五八四の二以外の区域
大字久原字向河原	大字久原字向河原のうち八九九の二及びこれと一体をなす国有地並びに八九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久原字堂屋敷	大字助谷字才ノ木四二三の一と一体をなす国有地の一部、大字久原字向河原八九九の二及びこれと一体をなす国有地

並びに八九六の一と一体をなす国有地の一部 大字久原字堂屋敷の全域 大字久原字寺谷九四九の五、九四九の六及びこれらと一体をなす国有地
大字久原字寺谷 大字久原字寺谷のうち九四九の五、九四九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに九四九第二、九四九の四と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る倭文地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事

業に係る国安地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業に係る岩神地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る助谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六

条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治